

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年1月29日(2015.1.29)

【公開番号】特開2014-112910(P2014-112910A)

【公開日】平成26年6月19日(2014.6.19)

【年通号数】公開・登録公報2014-032

【出願番号】特願2014-12700(P2014-12700)

【国際特許分類】

H 04 W 72/04 (2009.01)

H 04 W 72/08 (2009.01)

H 04 W 72/12 (2009.01)

【F I】

H 04 W 72/04 1 3 3

H 04 W 72/08

H 04 W 72/12 1 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月9日(2014.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の加入者と送受信する基地局がOFDMAを用いたダウンリンクで加入者に対して複数のサブキャリアを有する、論理ユニットとして定義されるクラスタを割り当てる方法であって、

第1の加入者に少なくともあるサブキャリアが別のサブキャリアから周波数が離れた複数のサブキャリアを含む第1のクラスタを割り当てると同時に第2の加入者に連続したサブキャリアのみからなる第2のクラスタを割り当てるとともに、

前記第1のクラスタは、前記基地局が前記第1の加入者に第1の識別子を付与することによって識別されることを特徴とする方法。

【請求項2】

前記第2のクラスタは、前記基地局が前記第2の加入者に第2の識別子を付与することによって識別されることを特徴とする請求項1記載の方法。

【請求項3】

OFDMAを用いたダウンリンクで複数のサブキャリアを有する、論理ユニットとして定義されるクラスタを割り当て複数の加入者に対して送信する基地局であって、

第1の加入者に少なくともあるサブキャリアが別のサブキャリアから周波数が離れた複数のサブキャリアを含む第1のクラスタを割り当てると同時に第2の加入者に連続したサブキャリアのみからなる第2のクラスタを割り当てるよう設計されたコントローラと、

前記第1の加入者に対する前記第1のクラスタの割り当ての際に該第1のクラスタを識別する第1の識別子を付与するよう設計された受信/送信回路とを備えることを特徴とする基地局。

【請求項4】

前記受信/送信回路は、前記第2の加入者に対する前記第2のクラスタの割り当ての際に該第2のクラスタを識別する第2の識別子を付与するよう設計されていることを特徴とする請求項3記載の基地局。

【請求項 5】

複数の加入者に基地局から各々複数のサブキャリアを有する、複数の、論理ユニットとして定義されるクラスタをO F D M A を用いたダウンリンクで割り当てる方法であって、

第1のクラスタを、第1の加入者に割り当てるクラスタを識別するとともに該第1のクラスタを構成するサブキャリアの所定の関係を示す第1のクラスタ識別子を付与して、第1のタイムスロット及び第2のタイムスロットにおいて割り当てるとともに、該第2のタイムスロットにおいて割り当てられる該第1のクラスタのうちの少なくとも1つのサブキャリアは該第1のタイムスロットにおいて割り当てる該第1のクラスタに属するサブキャリアとは異なるものであり、該第1のタイムスロットにおいて割り当てる該第1のクラスタのうちの少なくとも2つのサブキャリアは離れており、該第2のタイムスロットにおいて割り当てる該第1のクラスタのうちの少なくとも2つのサブキャリアは離れており、

第2の加入者に連続したサブキャリアのみからなる第2のクラスタを前記第1のタイムスロット及び前記第2のタイムスロットにおいて割り当てる特徴とする方法。

【請求項 6】

前記第2のクラスタは、前記基地局が前記第2の加入者に第2のクラスタ識別子を付与することによって識別されることを特徴とする請求項5記載の方法。

【請求項 7】

複数の加入者に各々複数のサブキャリアを有する、複数の、論理ユニットとして定義されるクラスタをO F D M A を用いたダウンリンクで割り当てる基地局であって、

第1のクラスタを、第1の加入者に割り当てるクラスタを識別するとともに該第1のクラスタを構成するサブキャリアの所定の関係を示す第1のクラスタ識別子を付与して、第1のタイムスロット及び第2のタイムスロットにおいて割り当てるとともに、該第2のタイムスロットにおいて割り当てる該第1のクラスタのうちの少なくとも1つのサブキャリアは該第1のタイムスロットにおいて割り当てる該第1のクラスタに属するサブキャリアとは異なるものであり、該第1のタイムスロットにおいて割り当てる該第1のクラスタのうちの少なくとも2つのサブキャリアは離れており、該第2のタイムスロットにおいて割り当てる該第1のクラスタのうちの少なくとも2つのサブキャリアは離れており、

第2の加入者に連続したサブキャリアのみからなる第2のクラスタを前記第1のタイムスロット及び前記第2のタイムスロットにおいて割り当てる特徴とする基地局。

【請求項 8】

前記第2のクラスタを識別するために、前記第2の加入者に第2のクラスタ識別子を付与することを特徴とする請求項7記載の基地局。

【請求項 9】

前記第1のクラスタ及び前記第2のクラスタは、それぞれ前記第1の加入者及び前記第2の加入者のためのデータトラフィックチャネル用に割り当てる特徴とする請求項1、2、5又は6記載の方法。

【請求項 10】

前記第1のクラスタ及び前記第2のクラスタは、それぞれ前記第1の加入者及び前記第2の加入者のためのデータトラフィックチャネル用に割り当てる特徴とする請求項3、4、7又は8記載の基地局。